

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月10日に不適合管理委員会にて審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	非常用海水系配管ダクト耐震性向上工事において、地盤改良前の先行ボーリング掘削作業中に埋設されていた消火栓配管を破損させてしまい、水の漏えいが発生したため、対応検討	A	7月10日公表済 (PDF67KB)

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	炉心スプレイ系潤滑油ポンプ出口圧力検出元弁（4台）の点検において、点検内容に誤り（分解点検のところ弁一式の交換を行った）が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	高圧注水系ポンプ吐出流量検出器において、流量変換器の差圧校正値と流量検出器の実測値に相違が認められたため、対応検討	B	
3	1号機	循環水系逆洗弁電動駆動部の点検において、B系（2台）の手動切換部品（デクラッチフト部ロールピン）の折損が認められたため、当該部を交換	D	
4	2号機	復水器電気防蝕装置において、電位異常警報が発生したため、当該防蝕装置を点検・修理	D	
5	3号機	原子炉格納容器除湿冷却系ターボ冷凍機において、「冷水流量低」警報が発生したため、当該流量指示スイッチを点検・修理	D	
6	3号機	放射性廃棄物処理系地下貯蔵設備復水供給元弁のグランド部ににじみ及び締付ナットの腐食が認められたため、当該部を点検・交換	D	
7	3号機	制御棒の定例試験（ノッチカップリング）を行った際、一時的に警報「RMC S（制御棒手動制御装置）／RP I S（制御棒位置指示装置）軽故障」の発生が認められたため、対応検討	C	
8	4号機	タービン建屋換気系のサンプリングラックトリチウム回収装置において、「冷凍部A温度異常」警報の発生が認められたため、当該回収装置を点検・修理	D	
9	5号機	復水前置ろ過器（A）流量／液位記録計のチャートペン（赤：出口流量）において、チャートペン押さえ不良が認められたため、当該チャートペン押さえを点検・修理	D	
10	5号機	放射性廃棄物処理系床ドレン廃液ろ過器入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	6号機	計器設定に関する確認において、放射性廃棄物処理系廃液収集タンク液位の計器仕様表記載の記録計のペン色に誤記が認められたため、対応検討	C	
12	集中環境施設	換気用仮設排気ダクト取外し作業のため、中央操作員控え室天井裏の本設ダクト取付部に移動する際、誤って天井板に乗り踏み抜いたため、対応検討	C	
13	集中環境施設	高温焼却設備窒素製造装置空気圧縮機点検時、構成部品（駆動アーム抜き止め用軸ナット押さえ2本）に摩耗が認められたため、対応検討	C	
14	その他	共用プール設備非常用電気品（B）区域排風機（A）入口ダンパにおいて、異音の発生が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
15	その他	7月9日に発表した「福島第一原子力発電所1号機の原子炉補機冷却系への復水補給水系の水の混入に関する調査結果および対策の実施状況について」のプレス文において、対策の記載内容に誤りが認められたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで